

## 年内に集中的に実施する自殺対策の取組について

我が国における年間の自殺者は、12 年連続して 3 万人を超える厳しい状況にある。本年の 8 月までの累計の自殺者数は、21,373 人（平成 22 年 9 月 6 日時点速報値）となっており、前年同時期より 1,121 人（約 5.0%）減少しているが、依然として高い水準となっている。

こうした状況を踏まえ、平成 22 年の年間自殺者数については、13 年ぶりに 3 万人を下回ることを目指して、政府・地方公共団体・関係団体で連携し、9 月以降の年内の自殺対策を緊急に強化することとし、以下の取組を実施することとする。

### 1. 相談体制の充実

様々な悩みを抱える人を一人でも多く救い、ひいては自殺を考える人を減らすことができるよう、自殺の要因となり得る問題についての相談窓口を整備・充実する。

#### （1）都道府県等が行う心の健康相談へのハローワークの協力・ハローワークの住居・生活支援アドバイザーによる相談機関への誘導【厚生労働省】

都道府県等が心の健康相談を実施する場合に、ハローワークは相談場所の提供等の協力を実施する。また、ハローワークの住居・生活支援アドバイザーが住居・生活にお困りの方の総合相談を行い、心の健康等に関する地域の相談機関への誘導など円滑な連携を図る。

#### （2）中小企業経営者向け相談体制の充実【経済産業省】

全国の主要商工会議所、各都道府県の商工会連合会に設置されている経営安定特別相談室において中小企業経営者等に対する経営相談の一層の強化を図るとともに、全国の中小企業応援センターにおいて経営者法律相談等を実施する。

#### （3）多重債務者向けの相談窓口の整備、強化【金融庁、消費者庁】

各財務局や都道府県における多重債務相談窓口において、自殺リスクを抱える相談者や、心のケアを必要とする相談者に対し、自殺関連相談窓口や医療機関等

に誘導できるよう、取組を強化する。

地方消費者行政活性化基金を活用し、地方公共団体における多重債務者向け相談窓口の整備を支援する。

#### （4）人権相談の推進【法務省】

法務省の人権擁護機関において、法務局・地方法務局及びその支局に常設している人権相談所（全国323か所）や、電話、インターネット、手紙等を通じて広く人権相談を受け付けているところであり、相談に当たっては、相談者に対する助言や関係機関の紹介を行うとともに、自殺の兆候を把握した場合に関係機関と連携するなどして迅速かつ適切な対応を行う。

### 2. 全国的な啓発活動の展開、一層の情報提供の強化

例年、下半期では10月に自殺者数が多くなる傾向を踏まえ、特に9月を中心に、全国的に啓発活動を展開することにより、一人でも多くの方のいのちが救われるよう取り組む。

#### （1）自殺予防週間（9月10日から16日）を中心とする啓発活動の展開【内閣府】

- ・ 自殺予防週間及び睡眠キャンペーンのポスターを作成し、公共機関のほか、日本医師会や日本薬剤師会を始めとする各種団体の協力を得て、各医療機関や薬局等、様々な機会で人の目に触れる場所に掲示する。
- ・ 自殺予防週間初日には、睡眠キャンペーンをテーマとする街頭キャンペーンを実施するほか、自殺予防週間への協賛団体の参加を得て、国民会議を開催する。
- ・ 月末・月初や月曜日に自殺が多いことに着目し、可能な限りより効果の高い時期に啓発活動を実施するよう留意する。
- ・ 内閣府ホームページを一新し、メッセージムービーを掲載するほか、相談会の開催情報等、都道府県において年内に実施される取組を一覧できるようにするなど、インターネットによる情報提供の充実を図る。

#### （2）継続的な啓発活動の展開【内閣府】

自殺予防週間以後も、政府広報も活用しつつ、様々な媒体による啓発活動を継続的に展開する。

#### （3）自殺を考えている人への気づきと声掛けを促すメッセージムービーの掲載【内閣府】

身近な人の心の変化に気づいて声を掛けることを促す内容のメッセージムービーを作成し、ウェブサイト上に公開することにより、一般の人に「気づき」の視点を持ち、自殺対策を身近なものとして認識してもらうよう啓発する。

**(4) 自殺に関する統計データの分析、情報提供の拡充【内閣府、警察庁、厚生労働省】**

より効果的な自殺対策を実施できるよう、内閣府において、警察庁から自殺に関するより詳細なデータの提供を受け、厚生労働省その他の関係機関の保有する自殺に関する統計データも含めて詳細な分析等を行い、その結果を順次公表するとともに、自治体等に対して情報提供を行う。

**(5) 自殺対策に資する調査・分析の実施【内閣府】**

内閣府において、地域自殺対策緊急強化基金事業、自殺未遂者等に関する調査・分析を行う。

**(6) 日本司法支援センター（法テラス）による情報提供の拡充【法務省】**

日本司法支援センター（法テラス）において、自殺の願望を抱えた人や自殺未遂を経験した人からの相談内容を参考にした「よくある質問と答え（FAQ）」や支援団体や相談窓口へのリンク集を掲載するなど、ホームページを充実することにより、自殺対策に関する情報や相談窓口を幅広く紹介する。

**(7) 教師に対する、子どもの自殺予防に関する知識の普及啓発【文部科学省】**

平成21年3月に作成した「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアルを活用した教師向けの研修の実施を促進し、学校現場を担う教師の子どもの自殺予防への関心を高め、必要な知識の習得を図る。

**(8) 大学における自殺予防に関する啓発活動【文部科学省】**

学生相談に関わる大学等の教職員等を対象とした各地区のメンタルヘルス研究協議会（日本学生支援機構主催）において、大学生等の自殺予防に関する研修を行い、正しい知識の修得と理解を図る。

**(9) 精神疾患に関するウェブサイトの開設【厚生労働省】**

一般国民向けに精神疾患に関する情報や利用可能な支援等に関する情報を提供する「みんなのメンタルヘルス総合サイト」と、特に若者向けに、心の不調に気付いたときの対処等について紹介するサイト「こころもメンテしよう」を開設する。

**(10) 職場における心の健康づくりの啓発【厚生労働省】**

全国労働衛生週間（10月1日から10月7日）等の期間中、メンタルヘルスについての事業者向け説明会の開催等を行う。また、職場のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に特設ページを設置するとともに、心の病を克服した著名人による映像メッセージを掲載するなど、職場におけるメンタルヘルス対策

に関する啓発、支援を行う。

(11) 関係団体と連携した啓発活動の展開【厚生労働省】

自殺防止対策事業補助金を活用し、民間団体によるシンポジウムの開催を支援するほか、自殺予防総合対策センターにおいて、精神医療や自殺対策等についての普及啓発のため、精神科医療従事者向けの研修、精神医療や自殺対策に関する各種報告書の刊行を行う。

(12) 鉄道駅等における自殺予防に関する啓発活動【国土交通省】

内閣府において作成する自殺予防に関するポスターを、全国の主要な駅において掲示することに協力すること等を通じ、効果的な周知・啓発に努める。

### 3. 推進体制の強化等

取組を効果的に実施するため、体制を強化する。

(1) 内閣府の機能強化【内閣府】

- ・ 内閣府自殺対策推進室の体制を強化するため、専属の参事官及び定員の増員を要求する。
- ・ 内閣府経済社会総合研究所に「分析班」を置き、自殺関連統計データ等を利活用して、必要な分析に取り組んでいく。

(2) 国家公務員及び地方公務員のメンタルヘルス対策【総務省】

- ・ 国家公務員については、総務省において、各府省の管理監督者のためのメンタルヘルスセミナーを開催するとともに、国家公務員健康週間（10月1～7日、人事院・総務省主唱）を中心に、各府省における研修の実施や相談窓口の設置等により、心の健康づくり対策のより一層の充実・強化を推進する。
- ・ 地方公務員については、地方公共団体に対し、体制の強化も含めた積極的な取組に関して、情報の提供や適切な助言等を行う。